

[事案 26-107] 契約無効請求

・平成 27 年 2 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の際、銀行員から虚偽の説明を受けたことを理由に、契約の無効と、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

※26-107 の申立人は、26-106 の申立人の配偶者

<申立人の主張>

平成 17 年 12 月に、申立人の配偶者が、銀行員（募集人）から、3 年経過すれば解約返戻金額が一時払保険料を必ず上回ると虚偽の説明を受け、申立人は、申立契約の加入判断については配偶者に委ねていたところ、配偶者とともに、変額個人年金に加入したが、実際は異なっていた。配偶者に投資経験はなく、勧誘時、配偶者はパンフレットは見せられたと思うが、「重要事項に関するお知らせ」は見せられた記憶はなく、手書きのメモで説明を受けただけであり、解約時の元本欠損リスクの説明がなかったので、契約を無効として既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、商品内容、商品に係るリスク等の重要事項につき必要かつ十分な説明を実施しており、「3 年以上経過すれば必ず元金以上になる」との説明を行った事実はない。
- (2) 募集人は、申立人の投資経験も踏まえ、ニーズ把握を行ったうえで勧誘を実施しており、「投資経験がない」との申立ては事実と反する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の夫、募集人の事情聴取の内容にもとづき、審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、消費者契約法 4 条第 1 項 1 号にもとづき契約の取消し、または、民法 95 条にもとづき錯誤による契約の無効を求めるものと判断する。

2. 募集人による虚偽説明（不実告知）について

- (1) 募集手続に使用された資料について当事者双方の言い分は異なっているが、保険商品の説明には所定の資料が使用されるのが通常で、本件でもそのように推認され、手書きのメモが使用されたと認める特段の事情はない。
- (2) 募集手続については、双方の言い分は異なることから真偽は明らかではないが、使用するパンフレット等の資料の内容に沿った説明が行われるのが通常で、本件において、通常と異なった説明がな行われたと認める事情は見当たらず、同資料には、最低保証のある場合や、解約返戻金額が一時払保険料を下回る場合があることが記載されており、募集人は資料に沿った説明を行ったものと認められ、申立人の主張するような虚偽説明をしたとは認められない。

3. 錯誤の主張について

申立人の錯誤の有無は、申立人の配偶者において判断することになるが、仮に、申立人の配偶者が、本契約について、3年経過すれば、解約返戻金額が一時払保険料を上回ると誤信し、それが要素の錯誤にあたるとしても、パンフレット等の内容や申立人が自署した書面の内容からすると、申立人の配偶者には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったといえるので、錯誤による無効は認められない。